

創業者支援資金制度概要

融資資金名	創業者支援資金(沖縄県制度金融)	活用のポイント	独立・開業を行う者または開業後1年未満の事業者 融資対象
<p>県内に居住し、県内で事業を開始しようとする者又は事業開始後一定期間を経過していない者で、商工会・商工会議所・県中小企業支援センターの創業者支援資金創業計画作成指導を受け「創業者支援資金創業計画書」を作成した者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、対象業種に限る。</p> <p>1 事業を開始しようとする者で、所要資金の30%以上を自己資金で賄える者であって、次のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上の者</p> <p>(2) 商工会等の創業セミナーの受講を終了した者</p> <p>2 所要資金の20%以上を自己資金で賄える者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業開始から1年を経過していない者</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から1年を経過していない者</p> <p>(3) 中小企業である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者、又は新たな会社設立から1年を経過していない者</p> <p>3 事業を営んでいない個人であって、借入金額と同額以上の自己資金を賄える者であり、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者</p> <p>(2) 2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者</p>			
融資条件	資金使途	運転・設備資金	融資利率
	融資限度額	1企業あたり1,000万円以内	
	融資期間	7年間以内(うち据置期間1年以内)	保証料率
	償還方法	割賦返済	
	担保	原則として無担保	
保証人	必要に応じて求める(法人は、代表者を保証人とする)		【融資対象①】 年2.50% (固定金利) 【融資対象②・③】 年2.30% (固定金利)
融資斡旋申込先 (斡旋機関)	沖縄県内で創業する地域等の各商工会および各商工会議所 沖縄県産業振興公社(TEL859-6237) 沖縄県商工会連合会(TEL859-6150)		
融資斡旋時必要書類			
【個人】 ・(融資対象1(1)の場合)勤務経歴証明書 ・(融資対象1(2)の場合)創業セミナー受講証明書 ・創業者支援資金事業計画書 ・融資斡旋申込書 ・事業税納税証明書(事業税の納税が到来していない場合は、県民税及び市町村民税納税証明書) ・税務署受付印の個人事業の開業届書(写) 又は県税事務所受付印のある事業開始等届出書(写) (個人で事業を開始した後の場合) ・印鑑証明書 ・資産評価証明書 ・預金残高証明書(1年以上取引実績のある通帳等) ・支払済領収書等 ・見積書、請求書等(設備資金の場合) ・許認可証の写し(許認可業種の場合) ・不動産賃貸借契約書(事業所を借りる場合) ・個人情報の提供に関する同意書		【法人等】 ・(融資対象1(1)の場合)勤務経歴証明書 ・(融資対象1(2)の場合)創業セミナー受講証明書 ・創業者支援資金事業計画書 ・融資斡旋申込書 ・事業税納税証明書(事業税の納税が到来していない時は代表者の県民税及び市町村民税納税証明書) ・定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項証明書) ・印鑑証明書 ・預金残高証明書及び支払済領収書等 ・見積書、請求書等(設備資金の場合) ・許認可証の写し(許認可業種の場合) ・不動産賃貸借契約書(事業所を借りる場合)	
		【法人等の代表者】 ・印鑑証明書 ・資産評価証明書 ・1年以上取引ある通帳等 ・個人情報の提供に関する同意書	
融資申込先金融機関	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫		
融資申込時必要書類			
＜個人＞ ・融資依頼書および意見書(斡旋機関作成) ・融資斡旋申込書および添付書類一式(上記資料等) ・個人情報の提供に関する同意書		＜法人等＞ ・融資依頼書および意見書(斡旋機関作成) ・融資斡旋申込書および添付書類一式(上記資料等) ・個人情報の提供に関する同意書(代表者)	
※保証人必要時は、保証人の印鑑証明書、資産評価証明書、所得証明書、個人情報の提供に関する同意書が必要。 ※上記資料の他に、金融機関、保証協会が必要とする資料の提出が求められる場合があります。			
手続きフロー図			